

## 最低制限価格の設定要領

### 第1 趣旨

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び田川市契約事務規則（昭和39年規則第4号）第20条の規定により最低制限価格を設定するときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2 最低制限価格の設定方法

1 建設工事の最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計額の1,000円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該工事の予定価格に110分の92を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とし、当該工事の予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に110分の75を乗じて得た額の1,000円未満を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 建設工事に係る業務委託の最低制限価格は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表①から④までの欄に掲げる額の合計額の1,000円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該業務委託の予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては当該業務委託の予定価格に110分の90を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とし、当該業務委託の予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該業務委託の予定価格に110分の70を乗じて得た額の1,000円未満を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の48を乗じて得た額	—

建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 100分の60を 乗じて得た額	諸経費の額に 100分の60を 乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 100分の90を 乗じて得た額	一般管理費等の額に 100分の48を 乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 100分の90を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 100分の80を 乗じて得た額	諸経費の額に 100分の48を 乗じて得た額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価に 100分の90を 乗じて得た額	一般管理費等の額に 100分の45を 乗じて得た額

3 前2項に掲げる額が明確に区分されていないものについての最低制限価格は、前2項の規定にかかわらず、その都度予定価格に100分の70から100分の90までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に競争入札に付する建設工事及び建設工事に係る業務委託について適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行し、同日以後初めて開催する田川市建設業者等選定委員会又は田川市建設業者等選定小委員会に付議する建設工事及び建設工事に係る業務委託について適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。ただし、令和元年9月30日までに資産の譲渡等が完了する契約については、なお従前の例による。